

入札公告（電気工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

公告第97号

令和6年7月29日

分任契約担当官

陸上自衛隊九州補給処

調達会計部長 大重 公彦



1 工事概要

- (1) 目達原特借宿舍空調設備用電源改修工事
- (2) 工事場所 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1 陸上自衛隊目達原駐屯地
- (3) 工事内容 仕様書のとおり。
- (4) 工期 令和7年3月31日まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る等級がC等級以上(資格審査結果通知書の記3の等級)であること。
- (5) 平成21年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国内における電気工事の実績のうち、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、電気工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。ま

た、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評価相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評価点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に配置できること。

ア 平成21年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評価点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評価相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評価点が65点未満のものを除く。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号(28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 九州補給処調達会計部が発注した「電気工事」のうち、令和元年度以降令和5年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評価点合計の平均が65点以上であること。

- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。))。

- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (13) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒842-0032 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1

陸上自衛隊 九州補給処 調達会計部契約課第2契約班

担当 水本

TEL 0952-52-2161 (内線2318)

FAX 0952-52-3748 (直通)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年7月29日から令和6年8月20日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)、8月9日から8月19日を除く。の毎日午前8時15分から午後5時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。))。

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和6年8月20日 午後5時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年9月10日 午前11時00分

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年9月12日 午前10時00分

イ 場所 陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 総務部管理課糧食班幹部食堂

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限り、を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。
- (11) 契約書作成の要否
遅滞なく作成する。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (13) 開札時に代表者以外の者が参加する場合は、当日に委任状を提出するものとする。
- (14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (15) 詳細は、入札説明書による。
- (16) なお、現行の入札実施要領に変更する時期は公告等で連絡する。

表紙共 4 枚

目達原特借宿舍空調設備用電源改修工事

件 名	目達原特借宿舍空調設備用電源改修工事				図面番号	1 / 4
図 名	表 紙				縮 尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	電気係長	工事企画	管 財	設 計
						
陸上自衛隊 目達原駐屯地						作成年月日 R6.6.27

仕 様 書

1 件 名 : 目達原特借宿舍空調設備用電源改修工事

2 場 所 : 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1 目達原特別借受宿舍

3 概 要

- (1) 空調設備用電源改修工事 30戸
- (2) その他付帯工事 30戸

4 一般事項

- (1) 本工事は本仕様書のほか、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、その他関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (2) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後実施する。
- (3) 本仕様書に記載なき事項とえども施工上当然必要とされる事項については請負者の責任において実施すること。
- (4) 工事中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負業者の責任において速やかに原状復旧するものとする。
- (5) 現場の納まり等で材料・取付方法の軽微な変更は監督官の指示により行うこと。なお、軽微な変更に伴う請負金額の変更はないものとする。
- (6) 本工事に使用する材料は全て新品とし、出荷証明書を提出すること。
- (7) 工事中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期すること。万一事故等が発生した場合は請負業者の責任において処置し、官側は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 工事完了後、作業場所及び周辺の後片付け及び清掃を実施すること。また、作業中であっても適時、整理整頓すること。
- (9) 本工事で発生した金属発生材については、監督官の指示する場所へ集積する。その他の発生材については請負業者の責任において適切に処分すること。
- (10) 本工事で原則として官側の用水、電力は使用できない。
- (11) 工事受注に際して、受注者が下請業者と工事下請負契約を締結し工事を施工完成させる場合は、監督官に施工管理体制台帳を提出し点検を受けるものとする。

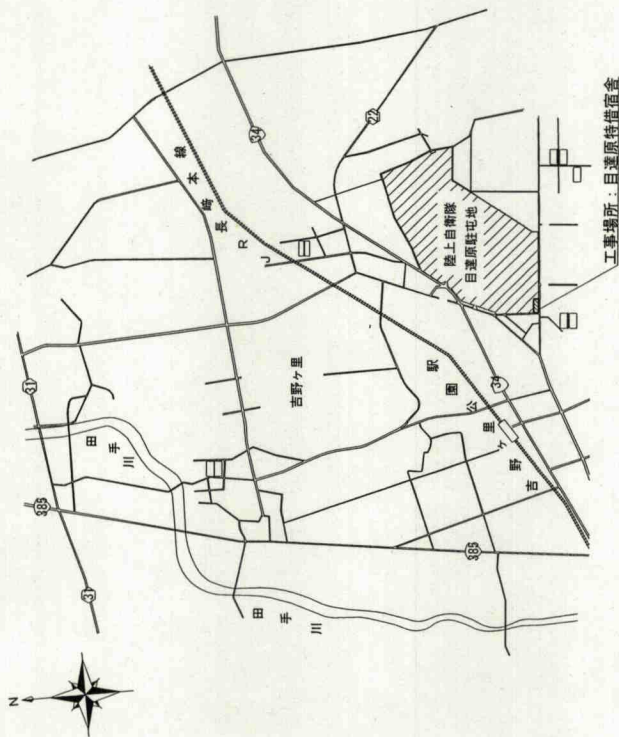
5 特記事項

- (1) 本仕様書及び図面記載寸法は標準寸法につき、施工に際して細部寸法を現地に於いて採寸し、各作業を実施すること。
- (2) 工事実施日は、事前に工程表を提出すること。また、入居者が居住している室及び空室室ともにあるため、監督官と打ち合わせをするものとする。
- (3) 本工事で使用する材料の規格・色彩等については、監督官と協議し決定する。
- (4) 本工事で使用する既製品の設置に際しては、各メーカー指定の工法で設置すること。
- (5) 本工事で使用する材料は、監督官と協議し決定する。
- (6) 本工事で使用する材料は同等品以上のもの(他社の製品を含む。)とし、製造所の基本仕様に加え、官側が要求する性能を満たすものとする。
- (7) はつり作業を行う場合は、埋設配管及び主鉄筋への損傷、塵埃処置(はつりガラ及びほこり)の飛散防止及び養生等)について注意し、はつりガラの処置を確実に行う。また、はつり等で、埋設配管及び主鉄筋を損傷した場合は、速やかに臨機の措置を行い、その経緯を監督官に報告し、本復旧の実施等について協議すること。
- (8) 配線完了後、絶縁抵抗試験を実施し、試験成績書を提出すること。

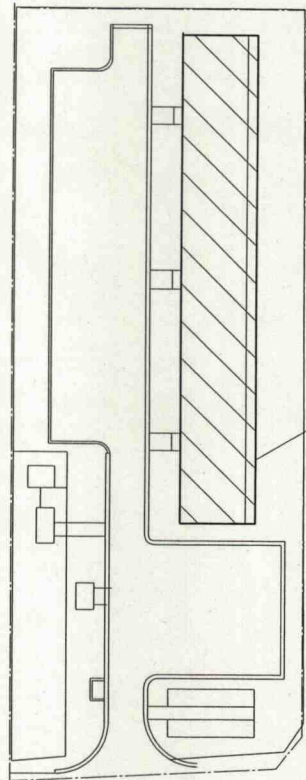
6 提出書類

- 工程表
- (1) 現場代理人等指名・変更通知書
- (2) 工事着手届
- (3) 工事完了届
- (4) 工事材料搬入報告書
- (5) 出荷証明書
- (6) 作業写真
- (7) ※写真については、各工程ごと(着工前・施工中・完了後)及び指示する箇所を撮影し、写真帳に整理して提出すること。
- (8) その他監督官が指示するもの

名 称	目達原特借宿舍空調設備用電源改修工事	図面番号	2 / 4
図面名称	仕様書	縮 尺	-
陸上自衛隊 目達原駐屯地		作成年月日	R6.6.27

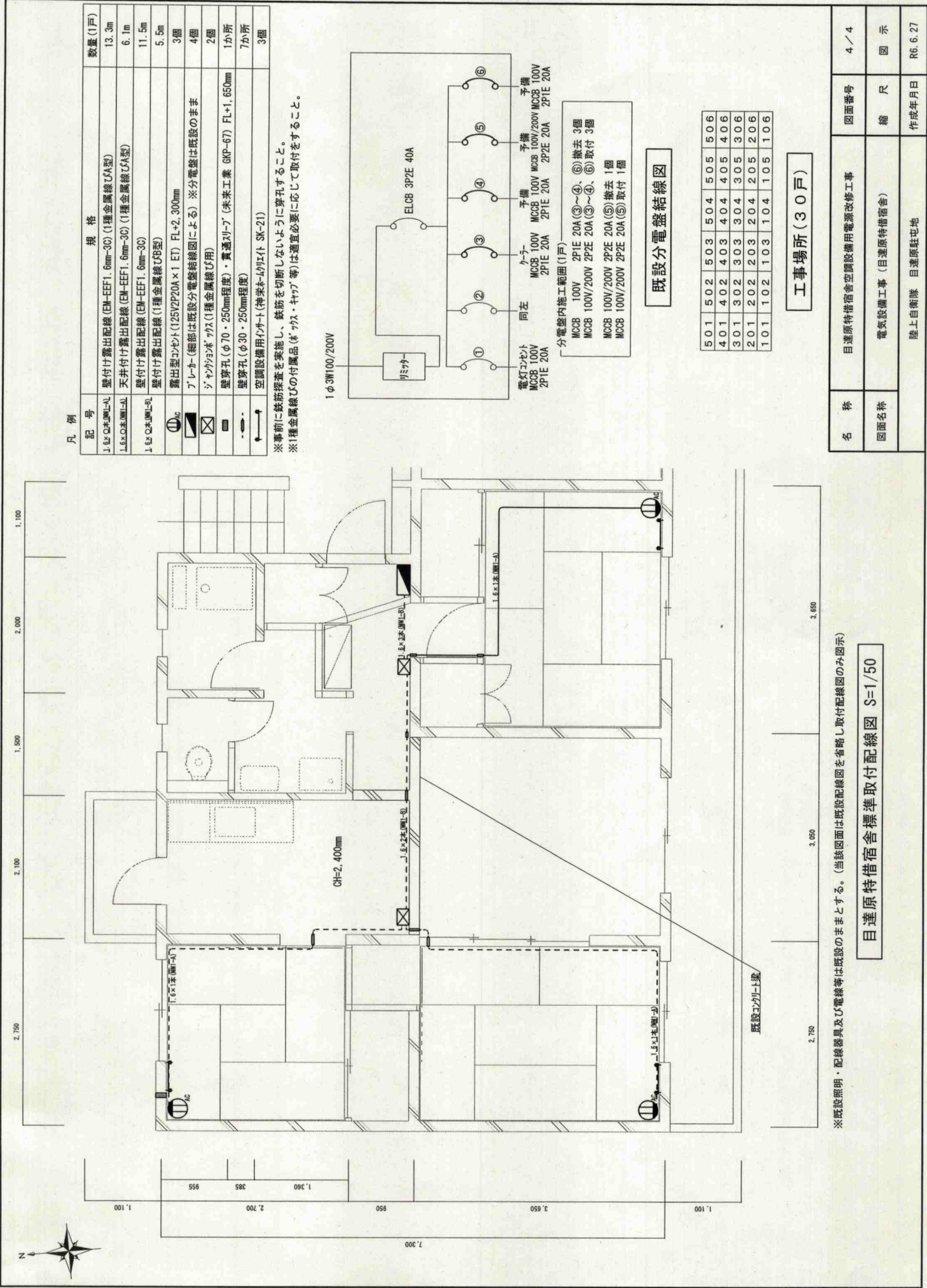


案内図 S=1/X



目達原特借宿舎配置図 S=1/X

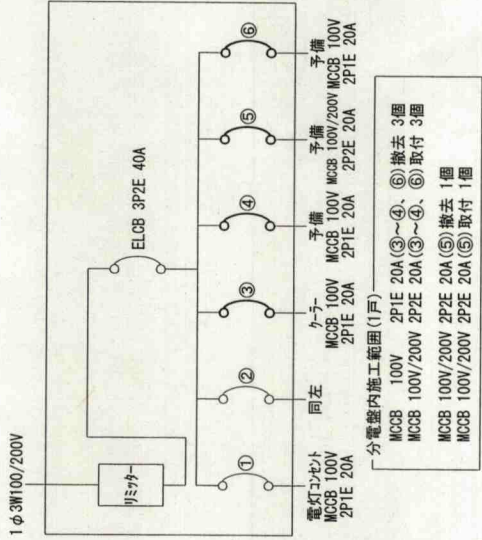
名称	目達原特借宿舎空調設備用電源改修工事	図面番号	3 / 4
図面名称	案内図・配置図	縮尺	図示
	陸上自衛隊 目達原駐屯地	作成年月日	R6.6.27



凡例

記号	規格	数量(1戸)
1. 5x2.5mm ² -L	壁付け露出配線 (EM-EFF1.6mm-3C) (1種金属線びA型)	13.3m
1. 5x2.5mm ² -L	天井付け露出配線 (EM-EFF1.6mm-3C) (1種金属線びA型)	6.1m
1. 5x2.5mm ² -L	壁付け露出配線 (EM-EFF1.6mm-3C)	11.5m
1. 5x2.5mm ² -L	壁付け露出配線 (1種金属線びB型)	5.5m
1. 5x2.5mm ² -L	露出型コンduit (125V2P20A x 1 ET) FL+2.300mm	3個
1. 5x2.5mm ² -L	ブレーカー (細部は既設分電盤結線図による) ※分電盤は既設のまま	4個
1. 5x2.5mm ² -L	ジャンクションボックス (1種金属線び用)	2個
1. 5x2.5mm ² -L	壁穿孔 (φ70・250mm程度)・貫通ケーブル (未来工業 GNP-67) FL+1.650mm	1か所
1. 5x2.5mm ² -L	壁穿孔 (φ30・250mm程度)	7か所
1. 5x2.5mm ² -L	空調設備用ケーブル (神栄ホームライト SK-21)	3個

※事前に鉄筋検査を実施し、鉄筋を切断しないように穿孔すること。
※1種金属線びの付属品 (ボックス・ケーブル等) は適宜必要に応じて取付をすること。



既設分電盤結線図

5.01	5.02	5.03	5.04	5.05	5.06
4.01	4.02	4.03	4.04	4.05	4.06
3.01	3.02	3.03	3.04	3.05	3.06
2.01	2.02	2.03	2.04	2.05	2.06
1.01	1.02	1.03	1.04	1.05	1.06

工事場所 (30戸)

※既設照明・配線器具及び電線等は既設のままとする。(当該図面は既設配線図を省略し取付配線図のみ図示)

目達原特借宿舎標準取付配線図 S-1/50

名称	目達原特借宿舎空調設備用電源改修工事	図面番号	4/4
図面名称	電気設備工事 (目達原特借宿舎)	縮尺	図示
	陸上自衛隊 目達原駐屯地	作成年月日	R6.6.27